

莊

く、市中三千軒餘、本町と云、商人も見えて、二三町計ふしき町有、

〔佐藤元海九州記行〕柳川ノ城ハ、立花家ノ都スル所ニシテ、平地ナレドモ、城郭壯麗ニシテ、都下ノ町家モ頗ル繁昌ナリ、

〔東寺百合文書 一之六〕寶莊嚴院御庄園略○中

筑後國三潞庄。隆季卿

米六百石

綿四百一十兩略○中

右注進如件

平治元年潤五月 日

〔古今著聞集五和歌〕嘉應二年十月九日、道因法師人々をすゝめて、住吉社にて歌合しけるに、後徳大寺左大臣前大納言にておはしけるが、此歌をよみ給ふとて、社頭月といふを、

ふりにける松物いはゞとひてましむかしもかくや、住の江の月、かくなんよみ給ひけるを、判者俊成卿ことに感じけり、よの人々もほめの、しりける程に、其比彼家領筑紫瀬高の庄筑後國山門

郡の年貢つみたりける船、攝國に入らんとしける時、惡風にあひて、すでに入海せんとしける時、いづくよりか來りけん、翁一人出きて、こぎなをして別事なかりけり、舟人あやしみ思ふ程に、お

きなはいひけるは、松物いはゞの御匂面白う候て、此邊にすみ侍る翁の參つると申せといひて、うせけり、住吉大明神の彼歌を感せさせ給ひて、御體をあらはし給ひけるにや、

〔吾妻鏡三〕壽永三年元曆四月六日甲戌、池前大納言並室家之領等者、載平氏沒官領注文、自公家

被下云云、而爲酬故池禪尼恩徳、申宥彼亞相勅勘給之上、以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領之旨、昨日有其沙汰令辭之給略○中